

特別苦情相談週間の設置について

わが国において、法務省と全国人権擁護委員連合会が、世界人権宣言が採択されたことを記念して、12月4日から12月10日を人権宣言デーを定めております。当協会でもこの人権宣言デーの期間に、調査業に対する苦情や今後の調査業に対する要望等を含めた相談週間と定め下記の通り実施いたしたいと存じます。

記

1. 相談の名称

人権週間に伴う調査に関する相談週間

2. 期間

平成26年12月4日から12月10日の間 午前9時～午後5時

3. 相談場所

大阪府中央区安土町1-6-19 プロパレス安土町ビル8階
大阪府調査業協会内

4. 相談の受付方法

電話及びFAXにて相談のうえ、面談の必要な方は来訪のうえ相談員がご相談に応じます。(相談員として、協会役員、弁護士、特別相談員が対応いたします)

電話の場合 06-4705-7171

FAXの場合 06-4705-7177

5. 相談内容

大阪府民からの人権問題に関する調査及び一般問題に関する調査全般の苦情・相談・要望等と、どのような時どのような調査をどの様にどの調査会社に依頼すればよいか等をご相談いたします。

調査業者からの、大阪府部落差別事象に係る調査等の規制に関する条例や探偵業法に関する相談及び調査全般について

以上